

# 狛江市空き家バンク実施要綱

令和4年9月15日  
要綱第130号

## (目的)

第1条 この要綱は、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例（平成30年条例第15号）第8条第1項の規定に基づき、狛江市内の空家等又は空家等の跡地（以下「対象空家等」という。）の情報を市内外に発信することにより、対象空家等の流通を促進するとともに、空家等の増加の抑制及び特定空家等の発生を予防するため、狛江市空き家バンクを実施することについて必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 対象空家等に係る売却又は賃貸を希望する所有者等から申請を受けて登録した情報を必要と認める範囲で公開し、対象空家等の利活用を希望する者に対し情報を提供する制度をいう。
- (2) 所有者等 対象空家等に係る所有権その他の権利により当該対象空家等に係る売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

## (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による対象空家等の取引を妨げるものではない。

## (登録対象)

第4条 空き家バンクへの登録対象とする対象空家等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 人の居住の用に供したことがあり、かつ、現に人が居住していないこと。

## (申請対象者)

第5条 空き家バンクへの登録を申請できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象空家等の所有者等
- (2) 狛江市暴力団排除条例（平成25年条例17号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者

## (登録申請)

第6条 空き家バンクに対象空家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、狛江市空き家バンク登録申請書（第1号様式）及び狛江市空き家バンク登録カード（第2号様式）に必要書類等を添付し、市長に提出しなければならない。

## (登録費用)

第7条 空き家バンクへの登録に係る登録申請者の負担額は、無料とする。

(登録及び公開)

第8条 市長は、第6条に規定する登録の申請があった場合において、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、当該登録申請者及び対象空家等に関する事項を空き家バンクに登録するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、狛江市空き家バンク登録完了通知書(第3号様式)により登録申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録した対象空家等(以下「登録空家等」という。)の情報を空き家バンクで公開するほか、適切な方法で公開するものとする。

4 市長は、登録空家等の情報を管理するため、空き家バンク登録台帳を作成するものとする。

5 第1項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して2年とする。ただし、継続の意思を確認でき、継続が適当と認められる時は、第6条及び第8条第1項に規定する手続は省略することができる。

(登録内容の変更又は取消しの届出)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに狛江市空き家バンク登録内容変更届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 登録者は、契約が成立したとき又は当該登録空家等の登録を取り消そうとするときは、速やかに狛江市空き家バンク登録取消届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更又は取消し)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録空家等の登録内容の変更又は登録を取消しをするとともに、狛江市空き家バンク登録(変更・取消)完了届(第6号様式)により登録者に通知するものとする。

(1) 前条第1項の規定による空き家バンク登録内容変更届の提出があったとき。

(2) 前条第2項の規定による空き家バンク登録取消届の提出があったとき。

(3) 第8条第5項の有効期間が満了したとき。

(4) 登録空家等に係る所有権その他の権利に移転があったとき。

(5) 登録事項に虚偽があったとき。

(6) その他市長が登録事項について適当でないと認めるとき。

(登録空家等情報の公開)

第11条 登録空家等の情報の公開は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(登録空家等の利活用申請)

第12条 登録空家等の利活用を希望する者(以下「利活用希望者」という。)は、狛江市登録空家等照会希望申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、連絡先通知書（第8号様式）により当該登録空家等に係る登録者及び利活用希望者に双方の連絡先を通知するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、照会に対する回答は行わず、狛江市登録空家等照会中止通知（第9号様式）により当該利活用希望者に通知するものとする。

（1）登録者又は当該利活用希望者が暴力団員等であると判明したとき。

（2）その他市長が適当でないと認めるとき。

（登録者と利活用希望者間の交渉等）

第13条 市長は、登録者と利活用希望者が希望した場合は、必要に応じて協定を締結している不動産関係団体を紹介することができる。

2 物件の交渉、契約及び管理に係るトラブル、損害等が発生した場合は、登録者・利活用希望者間で解決に当たり、市長はこれについて一切の責任を負わない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。